

第8回合併協議会の内容

日時 平成17年4月27日(水) 午後2時
 場所 渋川プリオパレス
 出席委員 45名

□報告事項

報告第16号 渋川地区市町村合併協議会委員等の変更について
 異動に伴う委員等の変更について報告しました。

委員区分	変更前氏名	変更後氏名	備考
4号委員 (学識経験委員)	今成 久男	浅見 雄一	渋川市自治会連合会会長
	小野 こと	佐々木よし子	小野上村レディースクラブ会長
	池田 洋一	田村 宗一	赤城村区長会長
	井野信一郎	柴崎 一夫	北橋村区長会長
参 与	登坂 建一	内山 幸光	渋川行政事務所長

報告第17号 地域審議会の組織等に係る要綱について

地域審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を要綱として定めたことを報告しました。

別紙

地域審議会の組織等に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書(以下「協議書」という。)第11条の規定に基づき、当該区域を対象として設置する地域審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議会の事務)

第2条 審議会は、協議書第4条第1項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる事務について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市の基本構想及び基本計画の策定・変更に関すること。
- (2) 当該地域に係る条例の制定改廃、規制地域の指定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 審議会は、当該地域に係る次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 予算編成の際の事業等に係る要望に関すること。
- (2) 公共施設の設置、管理運営等に関すること。
- (3) 福祉や環境衛生等の地区住民に直接関わること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(審議会の委員)

第3条 協議書第5条第2項に定める委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 当該地域内の公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者
- (4) その他市長が必要と認める者

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

報告第18号 公共施設の名称について

新市の公共施設の名称については、次のとおりの調整方針に基づいて、整備することが報告されました。

調整方針

公共施設の名称については、原則として現行の名称を基本とし、住民にとってわかりやすい名称とする。

調整基準

1. 各市町村名をつけた施設名称について、その部分を新市名である「渋川市」に変える。
 [例] 赤城村立三原田小学校 → 渋川市立三原田小学校
 子持村上白井運動場 → 渋川市上白井運動場
 伊香保町立伊香保児童館 → 渋川市立伊香保児童館
2. 同一の施設名称がある場合、差別化を図るため、各市町村・各地域の名称を付す。
 [例] 北橋村保健センター → 渋川市北橋保健センター
 赤城村保健センター → 渋川市赤城保健センター
 子持村社会体育館 → 渋川市子持社会体育館
 赤城村社会体育館 → 渋川市赤城社会体育館
3. 各市町村名をつけた施設名称で、市町村名部分を外すと、施設の特定が困難となる場合、施設名の最初に旧市町村名の「市、町、村」部分を外した名称を付することとする。場合により大字名を付する。
 [例] 渋川市立北中学校 → (渋川市立北中学校) → 渋川市立渋川北中学校
 赤城村立北中学校 → (渋川市立北中学校) → 渋川市立赤城北中学校
4. 同一の機能を持つが、施設の名称・呼称が違う場合、機能別に名称を統一する。
 [例] 伊香保町立伊香保保育園 → 渋川市伊香保保育所
 小野上村特産物処理加工施設 → 渋川市小野上特産物加工所
 子持村学校給食センター → 渋川市子持学校給食共同調理場
5. 住民に馴染まれている名称の場合、設置経緯を踏まえ可能であれば通称をそのまま正式名称とすることも検討する。
 [例] マウンテンリゾート「SUNおのがみ」 → SUNおのがみ
 渋川市スカイテルメ渋川 → スカイテルメ渋川
 伊香保町立伊香保温泉浴場 → 伊香保温泉石段の湯

※公園施設については、原則的に現行のとおりとする。

公営住宅については、民間及び県営住宅と区別するため「渋川市営」を加える。上記調整基準によらず施設が特定できる場合は、現行のとおりとする。

[例] 渋川市民会館、渋川市民体育館、渋川市立図書館、渋川市民プール等